

〔資料〕

ポーランドの新刑法典(一)

——一九六九年四月一九日採択——
一九七〇年一月一日施行

中山 研一
石原 明

は し が き

ソ連を含む社会主義圏諸国における刑法改正作業の現状を見てみると、中国をはじめとする若干のアジア地域の社会主義国を除けば、ことにソ連および東欧諸国において最近とくにいちじるしい「法典化」の傾向が注目されるのである。社会主義国の性格を反映して、立法化のテンポもきわめて早いように思われる(立法化の現状については「別表」参照)。

これらの新しい法典のわが国への紹介は、ソ連およびチェコスロヴァキアを除けば、まだほとんどなされていないのが現状であるといつてよいであろう。ただし刑法法の紹介は進んでいる。参考までにこれまでの翻訳、紹介文献の主要なもの次にかかげておこう。

宮崎 昇訳・一九五八年改正ソ連邦刑事関係基本法、法務資料三六三号。

同　　・ロシア共和国刑法典、法務資料三八〇号。

(別表) 社会主義諸国刑法典法典化の状況

国名	現行刑法	現行行刑法
ソビエト連邦	1958年	1969年
ロシア共和国	1960	……
チェコスロヴァキア社会主義共和国	1961	1965
ハンガリー人民共和国	1961	……
ブルガリア人民共和国	1968	1968
ルーマニア社会主義共和国	1968	1969
ポーランド人民共和国	1969	1969
ドイツ民主共和国	1968	1968
ユーゴスラビア社会主義共和国	1951	1961
アルバニア人民共和国	1952	……
中華人民共和国	……	……
朝鮮民主主義人民共和国	1950	……
モンゴル人民共和国	1961	……
ベトナム民主共和国	……	……
キューバ共和国	……	……

……は、未採択または不明。

同 同
 ・ロシア共和国刑事訴訟法典、法務資料三八一号。
 ・一九六九年ソビエト矯正労働基本法、監獄法改正資料五号。
 中山研一訳・ソ連の行刑法、法務資料四〇九号。
 ・チェコスロバキア社会主義共和国刑法典、法務資料三九一号。

ポーランドの新刑法典(一)(中山・石原)

同
 ・チェコスロバキア社会主義共和国刑事訴訟法典、法務資料四〇一号。

同
 ・一九六五年チェコスロバキア行刑法、法学論叢八四卷五・六号、監獄法改正資料二号。

同
 ・一九六一年ユーゴスラビア行刑法、法学論叢八五卷二・三号、監獄法改正資料八号。

真鍋 毅訳・ドイツ民主共和国刑法典(総則) 仮訳、佐賀大経済論集二卷一号。

中山研一訳・一九六八年東ドイツ行刑法、法学論叢八七卷三号、監獄法改正資料九号。

同
 ・一九六九年ブルガリア行刑法、監獄法改正資料一一号。

さて、本稿では、一九六九年に改正されたポーランドの新刑法典の内容を翻訳・紹介する。ポーランドの刑法については、革命前の旧法である一九三二年刑法典について木村博士の紹介があったほかは(木村「ポーランドの新刑法典」法学志林三五卷三号)、とくに人民民主主義革命後の状況についてはほとんど知られていないといつてよい。しかし、西欧の法社会学との親近性が指摘されていることとの関連から見ても(鈴木訳「ポーランドにおける法の機能の経験主義的調査」法律時報七〇年四月号一三〇頁)、刑法の分野での特色は注目に値するものが

あるように思われるのである。

翻訳の底本につかったのは、西欧ハンブルグ大学のガイルケ教授の翻訳にかかる独訳版であるが、フルンシャワから出版された仏訳版をも参照した。

Der polnische Strafkodex, Gesetz vom 19. April 1969, übersetzt von Dr. G. Gellke, Sammlung auBerdeutscher Strafgesetzbücher, in deutscher Übersetzung 92, Berlin 1970.

Code pénal de la République Populaire de Pologne, traduit du polonais par K. Poldewski-Kozieff, Varsovie 1970.

なお、一九五五年段階までのポーランド刑法を概観したものととして、次のソビエト文献がある。

B. A. Станник, Уголовное право польской народной республики, геоприздарт, Москва 1955.

それから、ポーランド刑法の部分問題について、若干の紹介があることを附け加えておく(中山「ポーランド刑法における因果関係」因果関係、所収、同「東欧諸国の刑事政策」「東欧諸国の保安処分」刑事政策講座一・三巻所収)。

序 文

一、一九五五年のはじめに、この叢書の第七〇巻⁽¹⁾が世に出さ

れたとき、その著者は序文の中で、実体刑法の法典化が期待される中で、その刊行がなお正当とされるかどうかの疑問を表明した。そうするうちに、それが正当であることが明らかとなった。なぜならば、新ポーランド刑法典が出るまでには、一九五一年、一九五六年および一九六三年の草案の出現をくりかえした後、なお一五年も待たなければならなかったからである。

(1) 一九四四年以来のポーランド刑法典。Gellke, G. Berlin 1955. de Gruyter & Co, 143S.

二、この刑法典は、ポーランド議会によって、施行法とともに、一九六九年四月一九日に可決され、一九六九年五月一日に、法律公報において公布された(Dziennik Ustaw Nr. 13, Positionen 94 und 95)。同時に、次のものが可決され、公布された。

- (a) 刑事訴訟法典 (Dz U. Nr. 13, Pos. 96)。
- (b) 刑事訴訟法典の施行法 (Dz U. Nr. 13, Pos. 97)。
- (c) 行刑法典 (Dz U. Nr. 13, Pos. 98)。

これらすべての立法事業は、統一的に一九七〇年一月一日に効力を発することになった。

三、一九六八年の刑法典政府案を完成する義務をもつ法典作

成委員会の委員は、次の人たちによって構成された。

議長・Franciszek Wróblewski. 最高裁判所刑事部の長官。

議長補佐・Kazimierz Świątka. 内務大臣。Kazimierz Za-

wadzki. 法務次官。

草案報告者・Igor Andriejew 教授。Jerzy Bańa 講師。

Kryspin Miłoduski 首席。

構成員

Jan Bednarzak 検事。

Mgr, Julian Gnoiński.

Kazimierz Jankowski 将軍。最高裁判所軍事部の長官。

Kazimierz Kąkol 講師。

Leszek Lermell 教授。

Tomasz Majewski. 最高裁判所判事。

Stanisław Marczewski 首席。

Władysław Poddej 弁護士。

Henryk Rajzman 教授。

Marian Ryba 将軍。

Jerzy Smoleński 検事。

Witold Świda 教授。

Władysław Wolter 教授。

ポーランドの新刑法典(一) (中山・石原)

四、一九六九年の刑法典によって実現された実体刑法の法典化は、ある部分は新规定によって、ある部分はこれまでの刑法規定の編入、廃止および変更によって構成されている。その限りで、施行法は重要な意味をもつ。

五、法律上、別の規定がなければ、内容的に新刑法典に引き継がれている限りにおいて、これまでのすべての刑法規定は、後に変更され補充されたもの(第三条)を含めて、廃止されるということが、施行法第二条によって、原則的に規定されている。まず第一に(第四条)、これまで有権的であった次の刑法典が、廃止される。

(a) 一九三二年七月一日の刑法典、および同日の施行規定。

(b) 一九四四年九月三日の、ポーランド軍刑法典および同日の施行法。

これらの廃止措置の制限については、後述九を参照。

六、戦中および戦後の刑法関係の付属法ならびに特別法の廃止に関しては、立法者は、種々の方法によって処理した。

これまで、いまだ明示的に無効とされていないところの、一九三九年九月五日以前に発せられたすべての刑法規定は、一般的に廃止されるが(例えば三〇の規範的法令)、

その際、第五条において五つの例外が明示的に示された。

これに対して、戦後の立法に関しては、第六条において、なお引続き効力を有する刑法規定が示されなかったが、その代りに、廃止された一二の規範的法令が明示的に示された。したがって、実体刑法的内容をもった次の諸規定が、効力を持ち続けることになる。⁽²⁾

(2) 一覧表は Irena Śmicianka, Przepisy wprowadzające nowy kodeks karny "Nowo Prawo", 1968, S. 1776, Fußn. 5 の作成にしかたがう。

- 1、一九四四年八月三十一日の命令・民間人および戦争捕虜の殺害および虐待により有責である、ファシズムヒットラーの犯罪人、およびポーランド国民の反逆者に対する刑の言渡。
- 2、一九四四年一〇月三日の命令・Białystoker Wojewod-schaft の領域におけるドイツマルクの流通阻止。
- 3、一九四五年一月六日の命令・ポーランドにおける発行銀行の銀行券の預託および交換。
- 4、一九四五年二月五日の命令・一九四五年一月六日以後の占領によって自由になったポーランド国家の領域におけるドイツマルクの預託および交換。

- 5、一九四六年六月二八日の命令・戦時中におけるポーランド国籍の拒絶(ドイツ国籍への所属を表明した市民に対する制裁と制限の解除に関する一九五〇年七月二〇日の法律と共に)。両規範的法令は財産法的制裁、ことに不動産に対する範囲においてなお有効である。
- 6、一九四六年六月二三日の命令・奪還領の管理に対する国
民寄付金。
- 7、一九四七年九月二二日の命令・農業における隣人援助。
- 8、一九四七年九月二四日の命令・獣医業の一員であること
の登録。
- 9、一九五〇年四月一九日の法律・競馬。
- 10、一九五〇年七月二〇日の法律・5を参照。
- 11、一九五〇年七月二〇日の法律・軍医業。
- 12、一九五〇年一〇月二八日の法律・貨幣体系の変更。
- 13、一九五〇年一〇月二八日の法律・医師業。
- 14、一九五一年一月八日の法律・薬局。
- 15、一九五一年一月八日の法律・薬品および麻薬、および衛
生に関する物品。
- 16、一九五一年一〇月二九日の命令・身分証明。
- 17、一九五一年二月一五日の法律・映画。

- 18、一九五二年七月一〇日の法律・著作権。
- 19、一九五二年七月一〇日の法律・じやがいもの義務的引渡。
- 20、一九五二年一〇月二九日の命令・物品取引および供給の品目管理。
- 21、一九五三年五月六日の命令・鉱業権。
- 22、一九五三年六月二四日の命令・たばこの栽培およびたばこ製品の製造。
- 23、一九五三年二月一日の命令・屠畜の義務的引渡。
- 24、一九五五年二月二日の命令・国家の所有に属する内水航路の海上輸送中の物質の受領。
- 25、一九五五年六月八日の命令・戸籍上の身分行為の権利。
- 26、一九五五年二月七日の命令・ポーランド人民共和国の国章および旗印、および国家の印章。
- 27、一九五六年六月二三日の命令・国家の測地上の、および地図作成上の任務。
- 28、一九五七年二月一三日の法律・最高統制局。
- 29、一九五八年二月一日の法律・工業、手工業、商業および国有化されていない経営個体による職務遂行活動の運営に対する認可（この刑罰規定―第一条―は、違警罪法の草案によって、違警罪に編入された）。
- 30、一九五九年一月三〇日の法律・占有権。
- 31、一九五九年四月二二日の法律・禁じられたアルコール製造の規制。
- 32、一九五九年六月一七日の法律・狩猟をなし得る野獣の飼育および保護。
- 33、一九六〇年四月二三日の法律・防火。
- 34、一九六〇年四月二三日の法律・財貨に関する刑罰法規。
- 35、一九六〇年二月二日の法律・家畜の飼育。
- 36、一九六一年一月三日の法律・工業の監督。
- 37、一九六一年一月三日の法律・兵力の舎営。
- 38、一九六一年一月三日の法律・武器、軍需品、弾薬。
- 39、一九六一年一月三日の法律・建築権。
- 40、一九六一年二月二六日の法律・植物および種子の栽培。
- 41、一九六一年七月一四日の法律・人口移動の登記、および制限。
- 42、一九六一年七月一五日の法律・国有化されない建築の目的で使用される建築材料の出所の証明義務。
- 43、一九六一年一月二七日の法律・規格統一。
- 44、一九六二年二月一五日の法律・国家的統計の組織。
- 45、一九六二年二月一五日の法律・博物館の中の文化財の保

護。

- 46、一九六二年五月三〇日の法律・水利権。
 - 47、一九六二年五月三十一日の法律・航空権。
 - 48、一九六二年五月三十一日の法律・発明権。
 - 49、一九六二年六月二十九日の法律・検査官の権利。
 - 50、一九六三年三月二十八日の法律・商標。
 - 51、一九六三年五月二日の法律・遠洋漁業。
 - 52、一九六三年五月二日の法律・有毒物質。
 - 53、一九六四年四月二二日の法律・第二次世界大戦中に犯された最も重いヒットラー犯罪行為者に対する時効進行の停止。
 - 54、一九六四年四月二三日の法律・民法典の施行規定。
 - 55、一九六五年三月三〇日の法律・労働の保安と衛生。
 - 56、一九六七年一月二日の法律・ポーランド人民共和国の防衛に対する一般的義務。
- 戦時中、ロンドン亡命政権によって発せられた刑罰規定は、考慮に入れられない。それはポーランドにおいては、以前から存在しないものとして、取扱われていた。
- 七、施行法第七条によって、これまでなお効力を持ち続けていた規範的法令の一七の刑罰規定が廃止された。その理由は、

(a)そこに規定された犯罪行為が、新立法の後には、もはや軽罪でなくて違警罪として見られることになったがためであり、
 (b)本来的な刑罰の必要性が、やがてそのうちになくなったからであり、
 (c)その標準的な構成要件が、今後、一九六九年の刑法典において、その規定を見るにいたったからである。最後に述べたことの例としては、可罰的行為の結果からの社会財産の保護の強化に関する一九五八年一月二日の法律第一条および第二条、および無頼行為に対する刑事責任を強化した一九五八年五月二二日の法律第一条ないし第四条が挙げられる。

八、施行法は、完全に体系を無視して、国際協定にもとづく国内実体刑法の構成要件を規定している。

第八条、奴隸化と奴隸売買。

第九条、職業的売春、女性および子供の取引に関する規定。

第一〇条、海底電線の損壊または危殆化、一定の物質の禁

じられた陸揚げによる海水の汚穢。

第一条、海賊行為。

これらの構成要件を施行法中に取り入れることが行なわれたのは、法典化委員会が、一方ではその特別な性格を考慮して、これらの刑法典中に編入することを考えず、他方、特別

法の制定も合目的でないと考えたからである。⁽⁴⁾

(3) 先の一九三二年刑法典第二六〇条は、海賊行為を規定してゐた。

(4) *Smicanka, a. a. O. 1968, S1780.*

九、一九六九年二月二日の法律によつて (Dz U. Nr. 37. Pos. 311)、少年犯罪、違警罪法、および財貨に関する刑法の領域について準備されている新法がまだ制定されない間、これまでの若干の刑法上の規定が、暫定的に継続して効力をもつことが規定された。

(a) 少年犯罪の予防と斗争に関する法律は、準備の段階にある。新刑事訴訟法典は、少年事件の手続を規定していないので、一九二八年の刑事手続法典のこの分野に関する規定が、暫定的に効力を有する。簡易化された迅速な手続での少年事件の審理、手続の条件つき停止、および附帯訴訟申立人の許容性に関する規定の適用は、禁じられる。

(b) 違警罪法 (一九三二年七月一日の大統領命令)、および一九五一年二月一五日の、行政および刑事裁判に関する法律 (Per Wortl: Dz U 1966. Nr. 39. Pos. 233) は、新しい規範的法令によつて補充されるが、その草案は、法典作成委員会において審議に付されている。この草案にもとづいて、

将来、一九三二年刑法典の一定の軽罪は、違警罪法にもとづく違警罪として規定される。それ故、一九三二年の刑法典の当該規定が、暫定的に有効とされなければならない。それらは、次の事柄に関するものである。即ち、官庁によつて物品や容器につけられた外部的徴標に対する行為、喧騒な人だかりへの参加、ごまかし、まき上げ、および精神的価値対象となる物の損壊、である。

(c) 一九六〇年四月一三日の財貨に関する刑罰法規は、実現された刑法の法典化に適應するために、改正されなければならない。それがまだなされない限りは、現行の財貨に関する刑法の規定に應じて、裁判上の手続の指示、財産刑の確保、および執行、犯罪によつて加えられた社会財産の損害の賠償、を規定する一九二八年の刑事訴訟法典の規定が、効力を有しなければならない。

十、ポーランド人民共和国の存続二五年を契機として、正式に発せられた一九六九年七月二日の恩赦法は、刑法改正と密接な関係に立つ。これは、新しい刑法体系への移行を容易にするものである。それは、六番目の戦後恩赦であるが、その先例は次の通りである。

(a) 国家統一政権の樹立を契機とする、ポーランド国家解放

委員会の創立一周年記念日のための、一九四五年八月二日の命令 (Dz U Nr. 28. Pos172)。(b)一九四七年二月一九日の、憲法の採択を契機とする一九四七年二月二日の法律 (Dz, U. Nr. 20. Pos. 78)。(c)一九五二年七月二日の憲法を契機とする、一九五二年一月二日の法律 (Dz, U. Nr. 46. Pos. 309)。(d)一九五六年四月二七日の法律 (Dz, U. Nr. 11. Pos. 57)。(e)ポーランド人民共和国の創立二〇周年を契機とする、一九六四年七月二二日の命令 (Dz, U. Nr. 27. Pos. 174)。

十一、一九六九年刑法典の規定の解釈にあたって、これまでの判決を利用するためには、新旧刑法典の規定および特別規定の、要領を得た対比が有用である。これは、一九六九年の雑誌 'Palestra', Nr. 10/11, S. 5~112 に掲載されている⁽⁶⁾。新刑法法に対する最高裁判所の判決が展開せられるまで、この表は確かに、なお数年間、よき役割りを果たすであらう。刑法改正に対して添付された文献が、特に参照される。

(5) Lojewski, Kazimierz und Mazur, Edmund, Kodeks kary (zestawienie porównawcze przepisów nowego i dawnego Kodeksu Karnego oraz ustaw szczególnych)

十二、一九六九年刑法典の一般的性格は、代議士 Zenon Kliszko (統一ポーランド労働党) による、一九六九年四月

一九日のポーランド議会での次のような演説から、明らかに⁽⁶⁾なる。即ち「刑法典草案およびその他これを補充する法令は、犯罪斗争に対する社会主義的プログラムの基礎を提供するものである。これは同時に、現代の訴訟手続および刑法の基礎となるものである。この社会主義法が、特に特徴とするところは、次のことである。第一は、ポーランド人民の、政治的経済的基本利益を特に保護すること。第二は、市民、その個人の財産および基本権、公の秩序および平和を高度に保護すること。第三は、重大な犯罪行為に対する厳しい刑罰。その反面、取るに足らない犯罪に対する弾力性のある刑罰政策、および教育的措置の広範な適用。第四は、累犯犯罪および無頼行為に対する厳しい斗争、およびこれらの犯罪に対抗する手段の体系的整備、即ち、刑量の加重によるものと、刑の執行の態様によるもの。第五は、自由剝奪刑の制限的適用、および自由の剝奪を伴わない刑罰および経済的困難をもたらす処分の広範な利用によって、犯罪斗争にとって効果的な政策を実行することを許容する刑罰およびその適用の体系を制定することである」。

(6) 「Trybuna Ludu」 Nr. 107: Nachdruck: 「Nowe Prawo」 Nr. 6, S. 876

刑 法 典

一九六九年四月一九日の法律[※]

※ Dziennik Ustaw Polskiej Rzeczypospolitej Ludowej 1969, Nr. 13, Pos. 94^o

総 則

第一章 刑事責任の原則

第一条 犯罪行為を犯した時に効力を有する法律によって、刑罰威嚇の下に禁じられている社会的に危険な行為を犯した者のみが、刑事責任に問われる。

第二条 ① 法律を適用する際、行為時の法律と異なった法律が効力を有しているときは、新法が適用される。但し、以前の法律が行為者にとって有利である場合には、以前の法律が適用される。

② 新法によれば、すでに判決を受けた行為が、もはや刑罰威嚇により禁じられなくなった場合には、その有罪判決は、法律上、取消される。

ポーランドの新刑法典(一) (中山・石原)

第三条 ポーランド刑法は、ポーランド人民共和国の領土内、ないしポーランド船舶もしくは航空機上において犯罪行為を行なった者に対して、適用される。

第四条 ① 犯罪行為は、行為者が行為を実行したとき、またはその遂行が義務づけられているにもかかわらず、それを実行しなかったときに、行われたものとする。

② 犯罪行為は、行為者が行為を実行し、または遂行を義務づけられている行為を実行しなかった場所において、ないしは、犯罪行為の結果が生じたまたは生ずべきであった場所において、行なわれたものとする。

第五条 ① 犯罪行為は、重罪または軽罪とする。⁽¹⁾

② 重罪は、少なくとも三年の自由刑またはそれ以上の重い刑が科せられる行為である。

③ 軽罪は、三月以上の自由刑、三月以上の自由制限刑または五〇〇〇ズロティ以上の罰金刑が科せられる行為である。

(1) 上記では、*przesięstwo* を犯罪行為、*zbrodnia* を重罪、そして *występek* を軽罪と訳した。

(一二五) 一二五

第六条 重罪は、故意のみによって犯すことができる。軽罪は、法律の規定がある場合には、過失によって犯すこともできる。

第七条 ① 故意の犯罪行為は、行為者が禁止された行為を犯すという意図をもって、即ち、行為者が犯罪を犯そうと欲し、もしくはその実現を予見しながらそれを認容することによって、行なわれる。

② 過失の犯罪行為は、行為者が禁止された行為の実現の可能性を予見しながら、根拠もなくそれを避け得ると考えることによって、および、犯罪実現の可能性を予見すべきであり、また予見し得たにもかかわらずそれを予見しないことによって、行なわれる。

第八条 故意に犯罪行為を行なった者は、少なくともその重い結果を予見すべきであり、また予見し得た場合には、法律が具体的な行為結果にかからせている重い責任に問われる。

第九条 ① この法典の原則によれば、一七才⁽²⁾に達した後

犯罪行為を行なった者が、責任に問われる。

② 一六才に達した後、生命に対する罪、強姦、強盗、または公の安全に対する罪を犯し、または故意に重い身体傷害ないしは健康障害をひき起した年少者は、行為事情、行為者の人格特性およびその諸条件によって、とくにこれまで適用された教育改善処分が効果を示さなかったときは、この法律の原則にもとづいて、責任を問われることができる。

③ 一七才に達し一八才に達しない前に軽罪を犯した行為者に対しては、行為事情ならびに行為者の人格特性およびその諸条件がそれを正当とする場合には、裁判所は、刑罰に代えて年少者に対して規定された教育改善処分を適用する。
 (2) 成年年齢については、注(19)を参照。
 (3) 一九六四年四月三日の民法典第一五条によれば、一三才の終了をもって制限された行為能力を獲得する。

第一〇条 ① それぞれの個別行為のみが、個々の犯罪行為となり得る。

② 一つの行為が、刑法に示された構成要件の二つもしくはそれ以上の規定を充足するときは、その犯罪行為に対する

裁判所の判決は、すべての競合する規定にもとづいて、行なわれる。

③ 第二項に規定した場合において、裁判上の刑の量定は、他の競合する規定により附加刑および保安処分を科すことができる可能性に関係なく、最も重い刑を定める規定によつて行なう。

第二章 犯罪行為の実行の形態

第一条 ① 禁じられた行為を実行する意図をもって、自己の行為を直接に遂行へ向けた者が、それを遂行するに至らなかったときは、未遂としての責任を負う。

② 行為の遂行が、遂行に必要な客体の欠如により、または意図した結果を実現するために利用した手段が有用のものでないことにより不可能であることが行為者に知られていなかったときも、やはり未遂となる。

第十二条 ① 未遂に対する裁判所の刑の量定は、それに対する犯罪行為につき定めた刑罰の範囲内で行なわれる。

② 第一条第二項の場合においては、裁判上特別の刑の減輕をすることができ、または刑の量定を全く行なわないこ

ともできる。

第十三条 ① 未遂が行なわれた場合において、自由な意思によつて行為を中止し、または犯罪行為の結果を防止した者は、処罰されない。

② 自由な意思によつて、犯罪行為の結果を防止しようと試みた行為者に対しては、裁判上、特別の刑の減輕を適用することができる。

第十四条 ① 行為者が、犯罪行為実行のために、その手段を獲得しもしくは準備し、情報を集め、もしくは行動計画を立てたとき、または行為遂行の前提を作出し、または直接に実行を目的とするその他類似の行為を企図したとき、もしくは犯罪行為を実行するために他人と交渉をもったときは、予備となる。

② 犯罪行為の予備は、法律の規定がある場合にのみ、可罰的である。

第十五条 行為者が自由意思によつて中止した場合、とくに行為者が準備した手段を放棄しもしくはその将来の利用を

思いとどまったときは、予備は処罰されない。

第一六条 犯罪行為を自ら、もしくは他人と共同して行なった者のみならず、他人を通じて禁じられた行為の実行を導いた者もまた、正犯者として責任を負う。

第一七条 刑事責任を減輕しまたは加重する特別の個人的事情は、その事情が存在する者についてのみ、考慮される。

第一八条 ① 禁じられた行為が他人によって行なわれることを意図しつつ、他人を犯行に誘惑した者は、教唆としての責任を負う。

② 禁じられた行為が他人によって行なわれることを意図しつつ、助言もしくは情報を与え、またはそれと同様の方法で行為の実行を容易ならしめた者は、従犯としての責任を負う。

第一九条 ① 教唆者および幫助者は、禁じられた行為を行なった、もしくは行なうはずであった者が、何ら責任を負わない場合でも、その意図の範囲において責任を負う。

② 当該の場合において、もっぱら可罰性を高めるところの行為者の特別な身分が構成要件の要素となっている場合に、この身分を知って行為者に行為を教唆しまたは幫助した者は、その者自身がその身分をもたなくても、教唆者もしくは幫助者として責任を負う。

第二〇条 ① 教唆および従犯に対する裁判所の刑の量定は、当該の犯罪行為につき定められた刑の範囲にしたがう。

② 禁じられた行為の着手が行なわれなかったときは、裁判所は、教唆者および幫助者に対して、特別に減輕された刑を適用することができる、または刑の量定を全く行なわないことができる。

第二一条 ① 自由意思によって、禁じられた行為の遂行を防止した教唆者もしくは幫助者は、処罰されない。

② 自由意思によって、禁じられた行為の遂行を防止しようとした教唆者もしくは幫助者に対しては、裁判所は、特別に減輕した刑を適用することができる。

③ 第一項および第二項の規定は、他人に対して刑事手続を開始させる目的で、その他人に禁じられた行為の実行を教

唆した者に対しては、適用されない。

第三章 刑事責任の阻却

第二二条 ① 正当防衛によって、社会もしくは個人の法益に対する直接に違法な攻撃に対抗した者は、犯罪行為を行なった者ではない。

② 公の秩序もしくは平穩の回復のために行為を行なう者は、たとえそれについて職務上の義務がなくても、とくに正当防衛として行為した者である。

③ とくに行為者が、侵害の危険に相応しない方法で防衛することによって、正当防衛の限界を踏みこえた場合には、裁判所は、特別に減輕した刑を適用することができ、または刑の量定を全く行なわないことができる。

第二三条 ① 社会もしくは個人の法益を侵害する直接の危険を回避するために行為した者は、その危険の除去が他の方法では不可能であり、または犠牲にされた法益が救助された法益よりも明らかに価値が大きくない限りにおいて、何らの犯罪行為を行なった者ではない。

② 緊急避難の限界が踏みこえられたときは、裁判所は、特

別に減輕した刑を適用することができ、または刑の量定を全く行なわないことができる。

③ 第一項および第二項の規定は、行為者自身が個人的危険をおかしても保護する義務のある法益を犠牲にした場合には、適用されない。

第二四条 ① 禁じられた行為の要素となつてゐる事情についての錯誤の結果、行為を行なった者は、過失の軽罪が問題となるところで、錯誤が軽卒もしくは不注意にもとづいた場合でなければ、犯罪行為を行なった者ではない。

② 行為の違法性の不知は、行為に対する責任を阻却しない。但し、行為者がその錯誤を回避し得なかつたときは、この限りではない。

③ 第二項の場合において、裁判所は、故意の犯罪行為の行為者に対して、特別に減輕した刑を適用することができる。

第二五条 ① 精神の發育停止、精神病またはその他の精神活動の攪乱のために、行為時においてその意味を認識し、もしくは自己の行動を規定する状態になつた者は、犯罪行為を行なった者ではない。

② 行為実行の時に、行為の意味を理解する能力もしくは行動を規定する能力がいちぢるしく制限されていた場合には、裁判所は、特別に減輕した刑を適用することができる。

③ 第一項および第二項の規定は、行為者が、責任能力を阻却しまたはこれを相当程度に限定する無意識の状態に自らを置き、かつ、行為者がそれを予見していたか、もしくは予見可能であった場合には、適用されない。

第二六条 ① 社会的危険性がいちぢるしく輕微である行為は、犯罪行為にはならない。

② 第一項の場合において、行為者の責任は、他の国家机关、社会组织もしくは団体に対しては、それらが管轄権をもつ範囲内において、阻却されない。

第四章 手続の条件つき停止

第二七条 ① 行為の社会的危険性の程度がいちぢるしく輕微で、犯罪の前科のない行為者の態度、その人格的な特性および条件、およびこれまでの生活態度により、手続を停止しても法秩序が尊重され、新たな犯罪行為が行なわれなことが正当に認められる場合には、刑事手続を条件つき

で停止することができる。

② 条件つき停止は、犯罪行為が三年以上の自由剝奪刑によって処罰される場合には、許されない。

第二八条 ① 条件つき停止は、行為者が法秩序を尊重し、ことに新たな犯罪行為を行なうことがないよう努力することの保証にもついで、行なうことができる。保証は、行為者が属する社会団体、または行為者が労働をし、職務を行ない、もしくは学んでいる集団によって引受けられることができ、または信頼に値する個人によっても引受けられることができる。

② 刑事手続の条件つき停止に際しては、行為者に次の義務を負わせることができる。

一、犯罪行為によって与えた損害の全部もしくは一部を賠償すること。

二、被害者に謝罪すること。

三、一定の公共的労働もしくは給付をなすこと。

③ 刑事手続の条件つき停止が、財産犯罪の事件について行なわれた場合において、その損害が賠償されなかったときは、第二項第一号に規定した義務を課さなければならない。

④ 第二項第三号に規定した公共的労働は、二〇時間をこえてはならない。

第二九条 ① 条件つき停止は、一年から二年までの期間で、かつ、その期間が判決の確定によって始まるところの試験期間中において、行なわれる。

② 行為者が試験期間中に、第二八条にもとづいて課せられた義務を履行しなかったとき、またはたとえ義務を履行したとしても、法秩序をいぢぢるしく侵害し、ことに別の犯罪行為を行なったときは、刑事手続は再び開始される。

③ 条件つきで停止された刑事手続の再開は、おそくとも試験期間の経過後三月間は許される。

第五章 主 刑

第三〇条 ① 主刑は、次のものとする。

一、自由剝奪。

二、自由制限。

三、罰金。

② 死刑は、もつとも重い重罪につき規定されるところの、例外的な主刑である。

③ 死刑が科せられている犯罪行為、およびその他法律に規定がある場合においては、主刑として二五年の自由剝奪を科すことができる。

(4) 民間人の死刑執行は、絞首によって、軍人の場合は銃殺によって行なわれる(一九六九年の行刑法第一一〇条)。

第三一条 犯罪を犯したとき一八才に達していなかった者、および妊婦⁽⁵⁾に対しては、死刑を適用することはできない。

(5) この場合には、死刑は裁判上、二五年の自由剝奪刑に変更される(行刑法第一一二条)。

第三二条 ① 自由剝奪刑の期間は、短期三月、長期一五年とする。

② 一年以下の自由剝奪刑は、月をもって計算され、一年以上の自由剝奪刑は、年と月をもって計算される。

(6) この刑は、行刑施設において執行される。その場合、次のものが区別される。(a)労働センター、(b)本来の行刑施設、(c)一時収容施設、(d)少年に対する行刑施設、(e)累犯者に対する行刑施設、(f)特別な医療―教育処分に服する受刑者に対する行刑施設、(g)軍人に対する行刑施設(行刑法第三八条、第三九条)。

第三三条 ① 自由制限刑の期間は、短期三月、長期二年とする。それは年および月をもって計算される。

② 自由制限刑の服役期間中

一、受刑者は、裁判所の同意なくして定まった居所を変更してはならない。

二、受刑者は、裁判所が指定した労働を、行なわなければならない。

三、社会団体において職務を行なう権利が、剝奪される。

四、刑の執行の経過について、報告することが義務づけられる。

第三四条 ① 第三三条第二項第二号に規定した義務は、監視つきの労働を、公共的的目的をもって、一月に二〇ないし五〇時間の範囲で行なうことを、その内容とする。

② 裁判所は、国有企業で働らく者に対して、第一項に規定した義務に代えて、国家財産のために、もしくは裁判所が定めた公共的的目的のために、労働報酬を一〇—二五%引下げることを命じることができる。受刑者は、服役期間中、裁判所の同意なくして労働関係を解消してはならず、また受刑者に高い賃金および地位が与えられてはならない。

③ 労働能力のない者に対しては、第一項に規定した義務を課すことに代えて、裁判所は、教育的理由から、ふさわしい国有企業に、労働給付の目的をもって、これをさし向けることができる。

第三五条 自由制限刑を量定するに際しては、裁判所は、受刑者に次の義務を負わせることができる。

一、犯罪行為によって与えた損害の、全部もしくは一部を賠償すること。

二、被害者に対して、謝罪をすること。

第三六条 ① 罰金刑は、五〇〇ないし二五〇〇〇ズロテイの額において、量定される。

② 自由剝奪刑とならんで科せられる罰金刑は、五〇〇ないし一〇〇〇〇〇ズロテイの額において、量定される。

③ 裁判所は、行為者が財産的利益を獲得する意図で行為をしたとき、およびその他法律に規定がある場合には、第二項に規定した罰金刑を科する。

④ 故意の犯罪行為による有罪判決において、行為者が社会財産に対して損害を与えたときは、裁判所は、第二項に規

定した罰金刑を科することができる。

第三七条 ① 一〇〇〇ズロティをこえる罰金刑が、期間内に支払われなかった場合には、裁判所は、それに代わる自由剝奪刑を定める。その場合、五〇ないし一五〇ズロティの罰金刑が、一日の自由剝奪にあたる。

② 代替刑は、三年の自由剝奪をこえてはならず、また当該犯罪行為につき規定されている自由剝奪刑の長期をこえてはならない。それは、年、月、および日をもって量定される。

第六章 附加刑

第三八条 附加刑は、次のものとする。

- 一、公権の剝奪。
- 二、親権および後見人の権利の剝奪。
- 三、一定の地位につくこと、一定の職務または一定の活動を行なうことの禁止。
- 四、乗物の運転禁止。
- 五、財産の没収。
- 六、物件の没収。
- 七、一定の方法で行なわれる、判決の公開。

ポーランドの新刑法典(一) (中山・石原)

第三九条 公権の剝奪は、ポーランド国会および人民ソビエ

(7) トの選挙権、被選挙権の喪失、裁判に関与し、または国家机关、施設、社会団体においてとくに責任のある職務を遂行する権利の喪失、および獲得した軍の階級を兵卒の階級にまで下降させる階級喪失、を包含する。さらに公権の剝奪によって、勲章、表彰および尊称を喪失し、またこれらの権利の剝奪期間中にそれを再取得する能力を失なう。

(7) これは、それぞれの地方の行政分野(行政区画、郡、および農村)の国家権力機関である。

(8) 例えば、正規の裁判所の陪審員として、および企業における同志裁判所の構成員として、等。

第四〇条 ① 次の有罪判決については、裁判上、公権の剝奪を言渡さなければならない。

- 一、死刑もしくは二五年の自由剝奪。
- 二、ポーランド人民共和国の政治的、経済的基本利益に対する罪に対する有罪判決。
- 三、その他、財産的利益の獲得を目的として行なわれた犯罪に対する有罪判決。
- ② 公権の剝奪は、その他の下劣な心情から行なわれた犯罪行為により、少なくとも一年の自由剝奪の有罪判決を言渡

(一三三) 一三三

す場合にも、裁判所により行なうことができる。

第四一条 年少者の不利益において、もしくは年少者と共同して、または行為が年少者にとって悪い模範となるような事情のもとに行なわれた犯罪行為に対して有罪判決をする場合において、裁判所は、親権および後見の権利の剝奪を言渡すことができる。それによって同時に、これらの権利が剝奪されている間、それを回復する能力も失なわれる。

第四二条 ① 行為者が、行為に際して、その地位もしくは職務を濫用し、または、これ以上その地位につきまたは職務を遂行すれば、社会の利益を危険ならしめることを証明したときは、一定の地位につくこと、または一定の職務を遂行することを禁止する旨、言渡すことができる。

② 法律に規定がある場合には、裁判所は、一定の活動遂行の禁止、ことに生産、加工、取引またはサービスの領域に属する活動の禁止を言渡すことができる。

第四三条 ① 陸路、水路もしくは空路の安全に対する犯罪行為により、乗物の運転者に対して有罪判決を言渡す場合

において、裁判所は、乗物の運転を禁止する旨、言渡すことができる。

② 行為者が第一項に規定した犯罪行為を実行するにあつて、酩酊状態にあったときは、裁判所は、乗物の運転の禁止を言渡さなければならない。

第四四条 ① 第三八条第一号ないし第四号に規定された刑罰は、一年ないし一〇年の期間において言渡される。

② 罰金刑ないし第三八条第二号ないし第四号に規定された附加刑の裁判所による言渡しは、死刑に附加しては行なわない。しかしながら、公権の永続的剝奪は、死刑と共に言渡さなければならない。

第四五条 権利の剝奪ないしは言渡された禁止は、判決の確定力によって実行される。言渡された期間は、たとえ他の犯罪行為によるものであつても、自由刑の服役期間中は進行せず、また社会適応センターへの收容中は、進行しない。⁽⁹⁾

(9) 「社会適応センターへの收容は、自由制限という制約のもとにおいて、受刑者を再社会化するためのよりよい効果を目的とし、権利の段階的拡大により、法秩序に適合した社会生活に受刑者が適応する程度を確かめることを目的とする。さらにそれは、セン

ターに収容された者によって、それ以上法秩序が侵害されることから、社会を保護することを目的とする。社会適応センターにおける再社会化処遇の最も重要な手段は、社会的に有用な作業を行なわせることである」(行刑法第九五条、第一項、第二項)。

第四六条 ① 次の重罪に対して有罪判決を下す場合には、

裁判所は、全財産の没収または一部の財産没収を言渡さなければならぬ。

一、ポーランド人民共和国の政治的、経済的基本利益に対する犯罪。

二、大規模な社会財産の領得。

② 裁判所は、財産的利益獲得の目的をもって行なわれたその他の犯罪に対して有罪判決を下す場合において、全財産の没収もしくは一部財産の没収を科すことができる。

第四七条 ① 判決が確定しなくても、判決が宣告された時

点において行為者に属していた財産が、没収財産に含まれる。没収の対象とならない目的物および財産権は、行刑に関する規定が、これを定める。

② 没収された財産は、判決の確定によって、国庫に帰属する。

ポーランドの新刑法典(一)(中山・石原)

③ 財産の一部の没収が言渡されたときは、裁判所は、没収される個々の目的物、またはその他受刑者の財産の構成部分を、指摘しなければならない。

(10) 財産没収に関する行刑法第一五九条―第一六八条。

第四八条 ① 裁判所は、犯罪の実行に使用しまたは犯罪実行のために準備した道具およびその他の物、ならびに間接

または直接に犯罪行為から生じた物の没収を命じることができる。

② 一定の物の生産、所持、売買または運送の禁止を犯したことによる犯罪行為に対して有罪判決を下す場合においては、裁判所は、これらの物の没収を命じることができる。

③ 第一項ないし第二項に規定した道具およびその他の物が、行為者の所有に属さないときは、没収は、法律で認められた場合においてのみ、言渡すことができる。

④ 第一項ないし第二項に規定された没収は、法律によって規定されている場合には、強制的となる。

⑤ 第四七条第二項の規定が、この場合に準用される。

第四九条 判決の公示は、特に刑罰の社会的作用または被害

(一三五) 一三五

者の利益を考慮して、裁判所がそれを有用と認めた場合に、裁判所の命令により、労働企業体内において、定期執行物によって、またはその他適当な方法によって、これを行なうことができる。

第七章 刑の量定

第五〇条 ① 裁判所は、行為の社会的危険性の程度を考慮し、社会的作用の面における刑罰の目的と、刑罰が受刑者に対して達成すべき予防および教育目的を考慮して、法定の枠内で、自らの判断にもとづいて、刑を量定する。

② 第一項に規定した指標を考慮するにあたって、裁判所はとくに、犯罪行為によってひき起された損害の種類と大きさ、行為者の動機および行為の態様、その人格特性と条件およびこれまでの生活行状、犯罪行為を行なった後の態度さらに、実行のとき年少者と共同したかどうか、を考慮に入れる。

③ 罰金刑を量定する場合には、そのほか、行為者の財産取入関係、および犯罪行為の実行によって得た、もしくは得ようとした利益が、裁判所によって考慮されなければならない。

第五一条 年少者に対して刑を量定する場合には、裁判所は、刑の言渡しを受ける者が教育され、職業を習得し、法秩序の尊重を習慣づけられることを、第一の目標としなければならない。

第五二条 故意または過失の犯行のために行為者が以前に有罪判決を受けたことは、裁判所によって、刑を加重する事情として考慮される。刑の種類を選択が法律上許されている場合には、第五〇条に規定した点を考慮して、妥当と考えられる場合のみ、裁判所によって軽い刑種が言渡される。

第五三条 刑の量定に影響を及ぼす事情は、それが存在する者についてのみ、考慮することができる。

第五四条 ① ある犯罪行為に自由剝奪刑のみが科せられており、その下限が三月をこえない場合で、これに対して六月までの自由剝奪よりも重くない刑が言渡される場合には、裁判所は、その刑の適用が合目的でないことを理由に、自由制限刑または罰金刑を科すことができる。

② 第一項の規定は、故意の軽罪を犯した行為者で、既に以前に故意の犯罪行為により自由剝奪刑に処せられた者には、適用されない。

第五五条 第五四条第一項の場合、および犯罪行為に自由制限刑または罰金刑が科せられている場合において、裁判所は、その言渡しの前提が存在し、刑罰の目的がこの方法によっても達成される場合には、第三八条第一号ないし第四号および第六号に規定する附加刑の一つの言渡しにとどめることができる。

第五六条 法律に規定がある場合には、裁判所は、刑の量定をしないことができる。ただし、附加刑を科す前提条件がある場合には、附加刑を科すことを妨げない。

第五七条 ① 裁判所は、法律に規定がある場合、および第九条第二項により有責である年少者⁽¹¹⁾に対して、さらに特別の理由がある場合には未成年者⁽¹²⁾に対して、特別な刑の減軽を適用することができる。

② 特別な刑の減軽は、その犯罪行為につき定められている

刑罰の最低限がなお不相当に重いような特別の理由がある例外的場合において、裁判上適用することができ、またとくに、次の場合において、適用することができる。

一、とくに行為者が、損害の賠償または損害の防止に努力し、または犯罪行為の発見に寄与したようなときに、その行為者の態度を考慮して。

二、多人数共同で犯した犯罪行為の行為者が、行為の際、従属的役割を演じ、かつその行為者が得た違法な利益が取るに足りないものであったような場合の行為者に対して。

③ 特別な刑の減軽は、次の原則により、法定の刑罰規定の枠を下まわる刑を量定し、または軽い刑種を量定することにより、行なわれる。

一、重罪に関する場合には——裁判所は、刑罰規定の下限の少なくとも三分の一にあたる自由剝奪を量定することができる。

二、刑罰規定の下限が少なくとも一年である軽罪に関する場合には——裁判所は、少なくとも六月の自由剝奪刑を量定することができる。

三、刑罰規定の下限が一年よりも軽い軽罪に関する場合に

は——裁判所は、六月までの自由剝奪刑または罰金刑を量定することができる。

④ 特別な刑の減輕を適用する場合において、裁判所は、附加刑の量定が必要とされている場合でも、これを言渡さないことができる。

(11) 注(2)を参照。

(12) 第二〇条第四項の法的定義を参照。

第五八条 継続犯に対して有罪判決を下す場合には、裁判所は、法定の最高刑に半数を加えた枠内で、しかし当該刑種の枠をこえない範囲で、刑を量定することができる。

第五九条 ① 行為者が無賴的性質⁽¹³⁾の故意の軽罪を犯したときは、裁判所は、その最低限が法定の最低限の半数を加えたものを下らない自由剝奪刑を、量定する。幾つかの刑種の選択が法律上規定されていない場合においても、裁判所は、例外的にこの方法によって加重された軽い刑種を、適用することができる。

② 裁判所は、特別な事情が必要とする場合でなければ、行為者に対して、第五四条、第五五条の規定、および刑の執

行猶予を適用することができない。

③ 裁判所は、被害者のため、またはポーランド赤十字のため、もしくはその他裁判上指摘された公益目的のために、五〇〇ないし五〇〇〇ズロティの賦課金を科すことができる。

(13) 法律上の定義は、第二〇条第一四項を参照。無賴 (Hooliganism) の概念は、イギリスに由来する。一九世紀の終りに、ロンドンの町はずれサウスワークで、アイルランドの家族フリーアン (Heilian) またはフリーガン (Heisgan) が話題となった。その家族は、人々がごく普通に、浪籍者を表現するのにその家族名を用いはじめるほどまでに、近所の人々を悩ませた。この言葉は後に、アメリカに定着し、そこでは人々は、この言葉を、浮浪者で街路にたむろする者の乱暴浪籍を現わす、サンフランシスコから出て来た愚連隊 (Hooligan) と同義語として用いはじめた。戦争と戦争の間の時期に無賴 (Hooliganism) の概念は、アメリカからソ連、そして後には人民民主主義国家ないしは社会主義国家の法律用語として受け入れられた。

第八章 累

犯

第六〇条 ① 故意の犯罪行為により、自由剝奪刑に処せられた行為者が、少なくとも六月の執行を終った後五年以内に、以前に有罪とされた⁽¹⁴⁾犯行と同種の新たな故意の犯行を犯したときは、裁判所は、法定の最低刑の二倍の高さで、かつ、法定の最高刑に半数を加えた刑の範囲内で、自由剝

奪刑を量定しなければならない。

② 第一項に規定した要件のもとで、これまで二度処罰された行為者が、全体として一年の自由剝奪に服し、かつ、最後の刑の服役後五年以内に、少なくとも以前に犯した犯行と同種の、財産的利益獲得の目的をもった、もしくは無類の性質をもった新たな故意の犯行を犯したときは、裁判所は、法定の最低刑の三倍で、かつ二年を下らず、また法定の最高刑の半数を加えた刑で、かつその最高限が三年をこえない場合には五年の自由剝奪の範囲内で、刑を量定する。

③ 第一項ないし第二項に規定した法定刑下限の加重は、犯罪行為が重罪の場合には、適用しない。その場合には裁判所は、第一項ないし第二項に規定した要件のもとにおける犯罪の実行を、刑罰を加重する事由として評価する。

④ 第一項、第二項および第三項にしたがって量定された刑罰は、一五年の自由剝奪をこえてはならない。

(14) 法律上の定義は、第二〇条第二項を参照。

第六一条 第六〇条第一項もしくは第二項にしたがって科せられる最低刑が、行為者の動機、その人格の特性および条件、これまでの生活様式および犯行後の態度を考慮すれば、

不相当に厳しくなる特別の理由がある場合には、裁判所は、第六〇条第一項ないし第二項に規定する原則を適用しないことができる。その場合に裁判所は、第六〇条第一項ないし第二項に規定された要件のもとにおける犯罪の実行を、刑罰を加重する事由として評価する。

第六二条 ① 第六〇条第一項に規定した要件のもとにおいて有罪となった行為者に対しては、裁判上、保護観察に付すことができる。

② 第六〇条第二項に規定する要件のもとで有罪となった行為者に対しては、裁判上、保護観察に付さなければならぬ。保護観察に付すことが累犯犯行を阻止するのに十分でないときは、裁判上、刑を受けた者を社会適応センターに収容することができる。

第六三条 ① 保護観察は、三年ないし五年の間で言渡される。その期間は、刑を受けた者を刑事施設より釈放した時から始まる。

② 保護観察を言渡された累犯者は、裁判所の同意がなければ住所を変更できず、また裁判所の召喚に応じ、裁判所の

命令を履行する義務を負う。また裁判上、一定の場所に滞在することを禁じ、または他の場所に滞在することを命じることができる。

③ 命令は、次のことに関して発することができる。

一、刑を受けた者に義務づけられているところの、他人に対する扶養義務を履行すること。

二、公益目的のための一定の任務を遂行すること。

三、営業活動を行ない、職業を見習いまたはその準備を始めること。

四、アルコールを濫用しないこと。

五、治療処置にしたがうこと。

六、一定の環境または一定の地域に滞在しないこと。

七、その他、新たな犯行を防止するのに適切と思われるよな、保護観察の目的に合した処置を講じること。

④ 保護観察の継続中、裁判所は必要に応じて第二項、第三項に規定した命令を発し、またはそれを拡大し変更することができる。

第六四条 累犯者が第六三条第二項ないし第三項に規定した義務を履行せず、保護観察目的の達成を妨げまたは困難に

した場合には、裁判所は、社会適応センターへの収容を命じることができる。

第六五条 ① 社会適応センターにおける滞在期間は、前もって定められないが、それは五年をこえることができない。

② 刑を受けた者が、釈放後新たに犯罪を行なわないことを推測できる理由があるときは、二年を経過したのち、裁判上、刑を受けた者の釈放を言渡すことができる。

③ 第六〇条第一項ないし第二項に規定した五年の期間は、行為者が社会適応センターに収容されている間は、進行しない。

第九章 全体刑に関する規定

第六六条 行為者が二個またはそれ以上の犯罪を犯し、これらの犯罪のうちのいずれかについて、いまだ確定した最初の判決が下されず、かつ、これらに対して同種の基本刑が量定されたときは、裁判上、全体刑を形成しなければならぬ。その場合には、個々の競合する犯罪に対して量定される刑が、その基礎となる。

第六七条 ① 全体刑は、それぞれの刑のうちの一つについ

て量定される最も重い単独刑よりも低くはならず、また総合的に量定されるそれぞれの刑の総計をも、当該刑種の枠をもこえてはならない。

② 全体的な自由制限刑を形成するについては、公的目的のための作業は、月に五〇時間をこえてはならず、また受刑者に与えられる作業報酬の控除が、二五％をこえてはならない。

第六八条 ① 競合する犯罪行為の一つについて死刑が言渡される場合には、全体基本刑として、死刑が量定される。

② 競合する刑罰の一つについて二五年の自由剝奪刑が言渡される場合には、全体基本刑として、二五年の自由剝奪刑が量定される。

第六九条 互いに競合する犯罪行為について、自由剝奪刑と自由制限刑とを言渡す場合には、裁判所は、全体的な自由剝奪刑を量定する。その場合、一月の自由制限は、一五日の自由剝奪と同視される。

第七〇条 ① 競合する犯罪行為について、自由剝奪刑と罰

金刑とを言渡す場合には、裁判所は別々に、全体的な自由剝奪刑と、全体的な罰金刑とを量定する。

② 第一項の規定は、競合する犯罪行為について、自由制限刑と罰金刑とを言渡す場合にも、準用される。

第七一条 ① 附加刑、保安処分、保護観察および社会適応センターへの収容は、それらが競合する犯罪行為の一つについてのみ量定された場合でも、言渡される。

② 競合する犯罪行為について、第三八条第一号ないし第四号のうちの同種の刑を言渡す場合には、裁判所は、全体刑の形成に関する規定を、準用する。

第七二条 競合する犯罪行為について個別に量定された刑種が、既に全部または一部執行されたという事実は、全体刑の形成の妨げとはならない。

第一〇章 刑の執行猶予

第七三条 ① 裁判所は、故意の犯罪行為について有罪判決を下す場合には、二年までの自由剝奪刑につき、また過失の犯罪行為について有罪判決を下す場合には、三年までの

自由剝奪刑につき、その執行を猶予することができる。

② 刑の執行を猶予する場合には、裁判所は、行為者の人格特性およびその条件、および刑の執行の停止にもかかわらず、行為者が法秩序を尊重し、ことに、再び犯罪を行わないという予測を正当とするようなこれまでの生活態度を考慮する。裁判所は、さらに刑罰の社会的作用に注目して、刑の執行猶予が正当化されるかどうかを考慮する。

③ 刑の執行猶予は、第六〇条第一項および第二項に規定する者には、適用されない。

第七四条 ① 刑の執行猶予は、二年ないし五年の試験期間において行なわれ、それは判決が確定したときから数えられる。

② 行為者が未成年者であるときは、試験期間は三年ないし五年とされる。

第七五条 ① 刑の執行を猶予する場合には、裁判所は、その適用が他の規定に定められていない場合でも、罰金刑を言渡すことができる。

② 刑の執行を猶予する場合に、裁判所は、刑の言渡しを受

けた者に対して、次の命令を發することができる。

一、犯罪行為によって加えた損害の全部または一部を賠償すること。

二、被害者に謝罪すること。

三、刑の言渡しを受けた者に義務づけられた、他人に対する扶養義務を履行すること。

四、社会的目的のために、一定の労働または給付をすること。

五、ある職業につき、その営業、習得または準備を行なうこと。

六、アルコールを濫用しないこと。

七、治療処置に服すること。

八、一定の環境または一定の地域に滞在しないこと。

九、試験期間中、さらに犯罪を行なうことを妨ぐのに適当と思われる合目的的処置を講じること。

③ 社会財産の領得に対して言渡された刑の執行を猶予する場合には、裁判所は、その損害がいまだ賠償されていないときは、与えた損害の賠償を命じなければならない。

④ 第二項第四号において、社会的目的のために予定された労働義務は、二〇時間をこえてはならない。

第七六条 ① 裁判所は、執行猶予について、刑の言渡しを受けた者が法秩序を尊重し、ことに再び犯罪を犯さないことを保証する、社会団体、施設または信頼のおける人の保証にこれを依存させることができる。

② 刑の執行を猶予する場合に、裁判所は、試験期間中、刑の言渡しを受けた者を、一定の人、施設または社会団体の監督のもとに置くことができる。

③ 故意の犯罪行為を犯した者が未成年者であるときは、その者を監督のもとに置くことが義務づけられる。

第七七条 ① 裁判所は、命じた義務の履行期間と方法を決定する。

② 教育的理由がある場合には、裁判所は試験期間中に、第七五条第四号ないし第九号に規定した義務を命じ、それを拡大または変更し、またはこれらの義務の解除を認め、または刑の言渡しを受けた者を監督のもとに置き、もしくはその監督を解除することができる。

第七八条 ① 刑の言渡しを受けた者が、試験期間中に、以前に犯したのと同様の故意の犯罪を犯し、それに対して確

定力のある判決が下されたとき、または刑の言渡しを受けた者が第七五条第三項に規定した損害賠償義務の履行を拒んだときは、裁判所は、刑の執行を命じる。

② 刑の言渡しを受けた者が、試験期間中にいちぢるしく法秩序を侵害し、ことに第一項に規定した犯行以外の犯罪を犯し、科せられた罰金刑を支払わず、もしくは命じられた義務を履行せず、監督に服することを拒んだときは、裁判所は、刑の執行を命じることができる。

③ 刑の言渡しを受けた者が、判決を言渡されたのち、それが確定する前に、犯罪行為を犯したとき、またはいちぢるしく法秩序に違反したときは、裁判所は、刑の執行を命じることができる。

第七九条 ① 刑の執行の命令は、試験期間中、およびそれに続く六月の間において、発することができ。

② 有罪判決は、試験期間の終了後六月を経過したのちに、法律上消滅する。

③ 刑の言渡しを受けた者に対して附加刑または罰金刑が科せられたときは、これらの刑が執行されたのちにおいて、第二項に規定した有罪判決の消滅が実現する。

第二章 刑罰執行の原則

第八〇条 ① 自由剝奪刑は、刑務施設において、刑の作用の方法ならびに手段の個別化の原則にもとづき、刑罰が受刑者に対して教育的に作用し、受刑者の労働に対する正しい態度を育成し、受刑者に法秩序の尊重を説き、それによって受刑者が新たに犯罪行為を犯すことを阻止する方法において、執行される。

② 受刑者は、作業および学習を義務づけられ、また、施設の秩序を尊重することを義務づけられる。

第八一条 累犯行為者もしくは年少行為者を処遇する場合を考慮して、受刑者に対して異なった執行レジームおよび強化と緩和の領域をもった、種々の刑務施設が、特別の法律によって定められる。

第八二条 裁判所は、刑務施設の種類の、執行レジームの形態、および刑の作用の方法ならびに手段の適用について、その変更を命じることができる。

第八三条 ① 未決勾留の期間は、法律上、自由刑の期間に算入される。

② 裁判所は、一日の勾留を二日の自由制限とする割合によって、未決勾留の期間を自由制限の期間に算入する。自由制限の期間は、いまだ服さなければならない残余刑が減じられる場合には、端数は月にまで切り上げられる。

③ 裁判所は、一日の勾留を一〇〇ないし三〇〇ズロテイの罰金刑と同価値とする割合をもって、未決勾留の期間を罰金刑に算入する。

第八四条 ① 自由制限刑の執行経過中に、裁判所は、第三三条第二項第二号に規定した義務履行の種類の変更を命じることができる。

② 受刑者が自由制限刑の執行を拒んだときは、裁判所は、代替的罰金刑を言渡す。その場合、一月の自由制限が一〇〇ないし三〇〇ズロテイとみなされる。また、例外的に代替的自由剝奪刑が決定されるが、その場合には、一月の自由制限を一月の自由剝奪として計算する。代替刑の長期は、当該犯罪行為について規定された自由剝奪刑の上限をこえることができない。

③ 受刑者が、第二項にもとづいて定められた罰金刑を期間内に支払わず、かつそれが強制執行の方法によっても徴収できないことが確実となったときは、裁判上、代替的自由剝奪刑の執行が命じられる。その場合、一月の自由制限は、一月の自由剝奪に照応するものとされる。

第八五条 ① 受刑者が罰金を期間内に支払わず、かつ、それが強制執行の方法によっても徴収できないことが確実となったときは、代替的自由剝奪刑の執行が命じられる。

② 受刑者は、残余額を支払うことによって、いつでも代替的自由剝奪刑をまぬがれることができる。

③ 罰金刑が一部分支払われたときは、代替刑は、支払われた額の罰金額に対する割合に応じて、減じられる。

第八六条 刑の執行猶予は、裁判所が特別の事情を考慮して、それが合目的であると考へた場合でなければ、代替的自由剝奪刑については適用されない。

第八七条 裁判所は、罰金刑を一定期間の分割払いとすることができ、その期間は、一年をこえることができず、例

外的な場合にも、三年をこえることができない。

第八八条 自由制限刑の受刑者が、少なくとも言渡された刑の半ばを服役した場合において、受刑者が法秩序を尊重し、その作業成績が優秀であり、また命じられた義務を履行したときは、裁判所は、残余の刑に服したものとみなして、その刑を免除することができる。

第八九条 第三八条第一号ないし第四号の附加刑を科せられた受刑者に対して、裁判所は、科せられた期間の半ばが経過し、かつ少なくとも一年が経過したのちにおいて、受刑者がこの期間に法秩序を尊重したことを前提として、受刑者が残余の刑に服したものとみなし、その刑を免除することができる。

第二章 仮 釈 放

第九〇条 ① 裁判所は、受刑者の人格特性およびその条件、以前の生活行状および犯罪実行後の態度により、釈放後も法秩序を尊重し、ことに新たな犯罪を犯さないこと、および刑の執行を停止してもその目的が達せられることを、正

当に予測しうる場合には、自由剝奪刑に処せられた受刑者に対して、残余刑の服役を仮りに免除することができる。

② 仮釈放は、特別の事情によってそれが正当とされるのでなければ、代替自由刑には適用することができない。

第九一条 ① 仮釈放は、受刑者が少なくとも刑期の三分の二を服役したのちにはじめて行なうことができ、また、未成年者については、少なくとも刑期の二分の一で、かつ六月を経過したのちに、行なうことができる。

② 受刑者が、第六〇条第二項ないし第三項に規定した要件により、数回の累犯者である場合には、特別の事情がそれを正当とするのでなければ、仮釈放の可能性が失なわれる。ただしその場合にも、受刑者が少なくとも刑期の四分の三を服役したのちにおいて、仮釈放を行なうことが許される。

③ 第一項の規定は、受刑者が併科的に刑に服すべき二つないしはそれ以上の、短縮されない自由剝奪刑の総計についても、準用される。第二項の規定は、少なくとも犯罪行為の一つがこの規定に定められた要件のもとで行なわれた場合に、適用される。

第九二条 第九一条に規定した要件にかかわらず、すべての受刑者は、一五年の自由剝奪に服したのちには、仮釈放をうけることができる。

第九三条 ① 仮釈放をする場合において、全服役期間に至るまでに残存する期間が試験期間となるが、それは一年以上五年以下でなければならぬ。受刑者が未成年者であるときは、この期間は二一才に達するまでは、満了しない。

② 第六〇条第二項ないし第三項の要件により、数回の犯罪行為の累犯者となる受刑者に対して仮釈放が行なわれるときは、その試験期間は、少なくとも三年とする。

第九四条 第七五条第二項および第三項、第七六条および第七七条の、保証、受刑者に対する義務の賦課、一定の人、施設または社会団体の監督に関する規定は、仮釈放の場合にも、準用される。

第九五条 ① 仮釈放をうけた者が、試験期間中に、以前と同様の故意の犯罪行為を犯し、それに対して確定力のある自由剝奪刑が言渡されたときは、裁判所は、直ちに仮釈放

を取消さなければならぬ。

② 裁判所は、仮釈放をうけた者が、試験期間中にいちぢるしく法秩序に違反し、ことに第一項に規定した犯罪と異なる犯罪を犯し、または課せられた義務の履行を拒み、または監督に服することを拒んだときは、直ちに仮釈放を取消することができる。

第九六条 仮釈放を取消す場合には、自由を与えられた期間中は、刑期の中に算入されない。また、取消が行なわれた場合はいつでも、自由剝奪刑の残余期間につき、新たに受刑者を仮釈放することはできない。

第九七条 試験期間中にも、それに続く六月の期間中にも、仮釈放の取消が行なわれなかったときには、刑罰は、仮釈放の時点において、服役されたものとみなされる。

第九八条 ① 第六〇条に規定した者に対して仮釈放が行なわれたときは、その者に対して言渡された保護観察の執行は、中止される。ただし、強制的に監督に服せしめなければならぬ。

② 仮釈放の取消しが行なわれなかったときは、保護観察の言渡しは、効力を失なう。

第三章 保安処分

第九九条 行為者が、禁じられた行為を、第二五条第一項に規定した責任無能力状態において行ない、かつ、行為者が自由に放置しておくことが、法秩序にとって重大な危険となることが確定されたときは、裁判所は、精神病院その他これに照応する施設に、行為者を収容することを命じなければならない。

第一〇〇条 ① 第二五条第二項に規定した限定責任能力状態において行なわれた犯罪行為について、有罪判決が言渡され、かつ、行為者を自由に放置しておくことが法秩序にとって重大な危険となる場合には、裁判所は、精神病院その他これに照応する施設に、行為者を収容することを命じることができる。

② 有罪判決が自由剝奪刑または自由制限刑であるときは、刑の執行は、行為者を施設から釈放したのちに行なわれる。自由剝奪に処せられた受刑者に対しては、裁判所は、第九

○条ないし第九八条に規定した原則にもとづいて、仮釈放を行なうことができる。その場合、釈放は常に、第九一条第一項に規定した制限をしないで行なうことができる。ただし、監督のもとにおくことは、強制的に行なわなければならない。

⑤ 施設から釈放する前に、裁判所は、言渡された自由剝奪刑を執行すべきかどうかについて、決定する。

第一〇一条 第九九条および第一〇〇条の場合において、施設収容期間は、前もって定められない。裁判所は、行為者の施設滞在がもやは必要でなくなったときは、直ちに行為者の釈放を命じる。

第一〇二条 ① アルコール、またはその他の麻酔剤に対する強い嗜癖との関係において行なわれた犯罪行為について、有罪判決が言渡された場合には、刑に服せしめる前に、裁判上、行為者を禁断・治療施設に収容することを命じることができ。

② 施設収容期間は、前もって定められないが、それは六月以上二年以下でなければならない。裁判所は、治療効果に

もとづいて、施設からの釈放を決定する。

③ 第一〇〇条第三項の規定が、この場合にも準用される。

第一〇三条 ① 行為者が、第二五条第一項に規定した責任無能力状態において、禁じられた行為を行なったことが確定されたときは、裁判所は、第四一条ないし第四三条、および第四八条に規定した、権利の剝奪、禁止、または没収を、保安処分として言渡すことができる。

② 権利の剝奪または禁止は、期限を定めずに言渡される。裁判所は、この処分を命じた根拠がなくなったときは直ちに、権利の回復ないし禁止の取消を決定する。

第一〇四条 行為の社会的危険性が軽微であるとき、または手続の条件つき停止の場合、または行為者に刑を阻却する事由があったことが確定されたとき、またはその他法律に規定がある場合には、裁判所は、第四八条に規定した没収を、保安処分として命じることができる。

第四章 時 効

第一〇五条 ① 犯罪行為の可罰性は、行為の時から次の期

間が経過したときに消滅する。

一、二〇年——行為が重罪のとき。

二、一〇年——行為が軽罪であつて、五年以上の自由剝奪

刑が科せられているとき。

三、五年——それ以外のすべての軽罪について。

② 私訴によって追求される犯罪行為の可罰性は、被害者が行為者本人を知つたときから三月を経過し、かつ、おそくとも行為のときから五年を経過したのちに、消滅する。

③ 実行が法律に規定された結果の発生にかかつている場合には、第一項および第二項の場合における犯罪実行の時点は、結果の発生によって定まる。

第一〇六条 第一〇五条に規定した期間中に、手続が開始されたときは、犯罪行為の可罰性は、この期間の終了後五年を経過したのちに、消滅する。

第一〇七条 刑の執行は、判決確定後、次の期間を経過したのちは、許されない。

一、二五年——五年以上の自由剝奪刑、またはそれより重
い刑が言渡されたとき。

ポーランドの新刑法典(一)(中山・石原)

二、一五年——五年までの自由剝奪刑が言渡されたとき。

三、一〇年——その他の刑が言渡されたとき。

第一〇八条 法律の規定によつて、刑事手続の開始または継続が妨げられる場合には、時効は停止する。ただし、告訴または私訴が行なわれないことは、これに含まれない。

第一〇九条 戦争犯罪、および人類に対する重罪の場合には、時効の規定は適用されない。⁽¹⁵⁾

(15) 「第二次世界大戦中行なわれた、もっとも重い戦争犯罪の行為者に対する時効期間の禁止」は、一九六四年四月二二日の法律によつて規定された(Dz U. 1964. Nr. 15. Pos 86)。序文つきのドイツ語訳・WGO. 1964. S. 164

第一章 有罪判決の抹消

第一一〇条 有罪判決の抹消によつて、有罪判決は言渡されなかつたものとみなされる。有罪判決の記録は、前科簿⁽¹⁶⁾から抹消される。

(16) 中央前科簿は、司法省におかれてゐる(YOMdJ v. 10. 9. 1952. in d. F. der VO v. 24. 7. 1961 — Dz U 1961. Nr. 36. Pos. 180)。最近、一九六九年四月一九日の行刑法第三六条によつて、

(一四九) 一四九

その管轄規定が定められた(Dz U. 1969. Nr. 13. Pos. 99)。

第二二一条 ① 有罪判決の抹消は、法律により、自由剝奪刑の執行後、またはその免除後、または刑の執行の時効後一〇年を経過したのちにおいて、行なわれる。¹⁷⁾

② 刑の言渡を受けた者が、その時点において法秩序を尊重し、かつ量定された刑が二年をこえないときは、刑を受けたる者の申出により、五年を経過したのち、裁判上、有罪判決の抹消を命じることができる。

③ 自由制限刑、罰金刑、または第五五条および第五六条に規定する附加刑の有罪判決については、その抹消は、刑の執行またはその免除、または刑の執行の時効後五年を経過したのちに、法律によって行なわれる。

④ 第三八条第一号ないし第四号に規定した附加刑、または社会適応センターへの収容が言渡されたときは、有罪判決抹消のために必要な期間は、主刑ならびに附加刑の執行、その執行の免除、または執行の時効のときより、またはセンターからの釈放のときより始まる。

(17) 刑法第一〇五条以下。

第二二二条 全体刑を形成することが許されない状況のもとにおいて、二個またはそれ以上の犯罪行為につき行為者に有罪判決が言渡されたとき、または刑の言渡を受けた者が、有罪判決の抹消に必要な期間の開始後その終了前に、新たな犯罪を犯し、それについて自由剝奪刑が言渡されたときは、すべての有罪判決の同時的抹消のみが許される。

第一六章 国外で犯した犯罪行為に対する責任

第二一三条 ポーランドの法律は、国外で犯罪を犯したポーランド市民にも適用される。

第二一四条 ① ポーランドの法律は、外国において犯罪行為を犯した外国人にも適用される。ただし、その責任は、犯された行為が行為地において効力を有する法律によっても、犯罪とされていることを前提とする。

② それぞれの法律の間に相違があるときは、ポーランドの法律を適用する場合において、行為者のためにこの相違を考慮することができる。

第二一五条 次の行為を犯した外国人に対しては、行為場所

の法律規定には関係なく、ポーランド刑法が適用される。

一、ポーランド人民共和国の重要な政治的、経済的利益に對する犯罪。

二、国際条約にもとづいて訴追される犯罪。

第一一六条 国外で行なわれた行為が、行為地では犯罪とされないときは、ポーランド人民共和国の検事総長によって命じられた場合のみ、その訴追が行なわれる。

第一一七条 同じ犯罪行為について、すでに外国で処罰された者に対して、ポーランド人民共和国において有罪判決を言渡す場合には、裁判所は、外国で執行された刑の全部または一部を、刑に算入しなければならない。その場合、両者の刑の間に存する相違を考慮しなければならない。

第一一八条 ポーランド市民は、外国に引渡されることができない。

第一一九条 外国人は、庇護権を有する限り、外国に引渡されること⁽¹⁸⁾ができない。

ポーランドの新刑法典(一)(中山・石原)

(18) Lipowicki, A. 東ヨーロッパおよび東南ヨーロッパにおける犯人引渡しと法律上の共助, WGO 1967, S. 22—70 を参照。犯人引渡手続は、最近、一九六九年四月一九日の刑事訴訟法第五三一条—五三八条によって規定された(Dz U. 1969, Nr. 13, Pos. 96)

第七章 法律概念の定義

第一二〇条 ① 「禁じられた行為 (verbodenen Tat)」とは、責任がないために犯罪とならない場合であっても、刑法に規定された構成要件を充足する、作為または不作為をいう。

② 「同様な犯罪行為 (ahnlichen Straftaten)」とは、同一の、または同種類の法益に向けられた犯罪行為、および同じ動機から行なわれた犯罪行為をいう。その場合、財産上の利益獲得の意図をもって行なわれた犯罪行為は、同様のものとみなされる。

③ 「財産上の利益 (Vermögensvorteil)」は、自らのために獲得した利益のほか、第三者のために獲得された利益をも包含する。

④ 「未成年者 (Jugendlichen)」とは、判決が下される時点において、二一才に達していない行為者をいう。

⑤ 「近親者 (Allernächster)」とは、配偶者、尊属、卑属、

同一血統ないしは同一親等の兄弟姉妹、養子縁組関係にある者およびその配偶者、または事実上、共同生活関係にある者をいう。

⑥ 「社会財産 (gesellschaftliches Vermögen)⁽²⁰⁾」とは、全国家社会主義財産、組合財産、およびその他勤労人民の団体の財産をいう。

⑦ 「他人の財産 (fremdes Vermögen)⁽²⁰⁾」とは、他人の私的および個人的財産をいう。これらの財産が、保管、輸送、売渡、加工のため、または同様の目的のために國家または社会施設に委託されたときは、それらは社会財産と同様の保護をうける。

⑧ 「財産領得 (Vermögenserfassung)」とは、窃盜、横領、詐欺、またはその他の詐取の形態によって、自己または第三者のために、財産的利益を獲得することをいう。財産領得が、二人またはそれ以上の共犯者によって行なわれたときは、裁判所は行為の法的性格の基礎として、領得された財産の総価値を考慮しなければならぬ。

⑨ 「重要な価値のある財産 (Vermögen von bedeutendem Wert)」とは、一〇〇〇〇〇ズロタイをこえる価値のある財産をいい、「高度に価値のある財産 (Vermögen von

hohem Wert)」とは、二〇〇〇〇〇ズロタイをこえる価値のある財産をいう。

⑩ 「違法な強要 (rechtswidrige Nötigung)」は、第一九六条に規定した強要のほか、刑事手続の開始を予告し、または威嚇される者もしくはそれと身近かな関係にある者にとって不名誉な情報を公示することによっても、行なわれる。刑事手続開始の通告が、もっぱら犯罪によって侵害された権利の擁護を目的とするときは、強要とはならない。

⑪ 公務員とは、次の者をいう。

—— 国家行政機関のすべての職員。ただし、もっぱら補充的な活動を行なうにすぎない者を除く。

—— すべての裁判官、陪審員、検察官。

—— その他の国家組織体、ならびに勤労人民の組合または社会団体において、指導的地位にある、または特別な責任を伴なう職務を行なう、すべての者。

—— 現役の兵役にしているすべての者。

—— その他、特別法によって公務員に対して規定された法的保護をうける、すべての者。

ポーランドの国会議員、および人民ソビエト代議員⁽²²⁾もまた、この法典において、公務員とみなされる。

⑭ 「国家または社会施設 (staatliche oder gesellschaftliche Institution)」とは、国家、組合、組合連合、労働組合、その他勤労人民の社会团体または軍隊が、構成員として関与する事業体を意味する。

⑮ 「文書 (Urkunde)」とは、一定の権利が化体したもの、またはその内容が、権利、法律関係、または法律上重要な事実を証明する価値をもったものをいう。

⑯ 「無頼的性質 (hooliganischer Natur)」とは、公の安全、人の健康、人の自由、人の尊厳または完全性、国家権力または国家行政機関、国家または社会施設の活動、および公の秩序、に対する故意の侵害によって、または財産的価値に対する故意の破壊または損壊によって行なわれる軽罪において、行為者が公的または一般的見地からして、理由もなくまたは下らない動機から行動し、それによって行為者が法秩序の基本原則をいちぢるしく軽視する態度を明らかにした場合をいう。

⑰ 「国家秘密 (Staatsgeheimnis)」とは、無権限者に知らせることが、ポーランド人民共和国の安全またはその他の重要な政治的、経済的利益を危険ならしめるに十分であるような、すべての情報をいう。

⑱ 「職務上の秘密 (Dienstgeheimnis)」とは、国家または社会施設における活動に関連して職員に知られた知識で、無権限者に知らせることが、正当な社会的利益を危険ならしめるに十分であるような、すべての情報をいう。

(19) 民法上では、一九六四年四月三日の民法典 (Dz U. 1964, Nr. 16, Pos. 93) 第一〇条により、一八才の終了をもって成年に達する。それに対して婚姻適令は、一九六四年二月二十五日の家族および後見に関する法律 (Dz U. 1964, Nr. 9, Pos. 59) 第一〇条一項によって、男子の場合は「二〇才の終了」をもって、女子の場合には「一八才の終了」をもって、始まる。

(20) 一九六四年四月三日の民法典 (Dz U. 1964, Nr. 16, Pos. 93) 第四四条は、次のように規定している。「所有権およびその他の財産権とは、全人民的 (国家的) 財産、または組合団体ないしはその他、勤労人民の社会团体の財産、または自然人ないしは国有企業体でない法人の私的財産、または自然人の個人的財産をいう」。

(20 a) 個人的 (Persönlich) 財産および私的 (Individuell) 財産の概念は、法律上の定義をもたない。しかしこれは、それがもっているそれ相応の所有権概念に由来するものである (注 20 を参照)。民法第一三二条によれば、個人的所有権 (Persönliches Eigentum) は、所有者およびその親族の、個人的な物質的および文化的要求を満足させるための財物について成立すること、個人的使用物の製作に役立つ零細な生産手段がこれに属し (民法第一三二条第二項)、さらにまた、一戸建て住宅、および家業用建物、家具、家業

用具、自動車などを伴なう所有家屋が、それに属する(民法第一三三条第一項)。それに加えて、なかんずく、農業生産、組合規則に規定された範囲における農場も、個人的所有権に数えられる(民法第一三三条第二項)。それに対して、私的所有権(Individueelles Eigentum)とは、土地、建物およびその他の生産手段に関する法律規定の範囲において認められるもので、それらが完全な社会的所有権に服せしめられていないものをいう(民法第一三〇条)。したがってこの所有権の形式は、何よりも、小工業経営者、手工業者および単独農業者のために留保されるものである。

(21) ポーランド国会は、国家権力の最高機関である(一九五二年七月二日のポーランド人民共和国憲法第一五条以下—Dz.U. 1952, Nr. 33, Pos. 232. 後に改正があった)。

(22) 人民ソビエト、即ち国家権力の地方機関の議員(ポーランド人民共和国憲法第三四条—注(21)を参照)。

(23) 注(13)を参照。

第一八章 特別法との関係

第一二一条 この法典の総則規定は、法律に別の規定がない場合には、他の法律において規定された犯罪行為に対しても、適用される。(111)